

電波法施行令の一部を改正する政令案要綱

一 放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の一部の施行に伴い、無線局の運用の特例に関する電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）の規定の技術的読替えの規定を整備すること。

（第四条から第六条まで関係）

二 この政令の施行期日について定めること。